

持続可能な森林経営研究会シンポジウム

「持続森林経営の構築」

「持続可能な森林経営のための30の提言」をめぐるディスカッション

【議事録】

2010年3月6日（土）13：30～17：30

東京大学農学部1号館8番教室[※]

※この議事概要は、事務局でとりまとめたものであり、発言によっては、趣旨を取り違えていることもありえますので御容赦下さい。

持続可能な森林経営研究会

プログラム

【前半】

- ① 開会の言葉 木平勇吉（本研究会会長）
- ② 「持続可能な森林経営のための 30 の提言」について
提言内容と意見募集結果の概要 加藤鐵夫（本研究会総括）

【後半】

- ③ パネルディスカッション
- ④ 参加者とのディスカッション

パネラー 長沼 隆（高山市林務課） ※敬称略
原田裕保（豊田市森林課）
吉田正木（三重県林業家）
吉見次郎（上伊那森林組合）
山本信次（岩手大学）
コーディネーター 木平勇吉（本研究会会長）
司 会 相川高信（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）

配布資料

- ・ 次第
- ・ 冊子 1 「持続可能な森林経営のための 30 の提言」
- ・ 冊子 2 「持続可能な森林経営のための 30 の提言」（素案）
に対するご意見等
- ・ 発表資料「持続可能な森林経営研究会の取り組みと 30 の提言」
- ・ ご質問・ご意見票

司会：相川

このたび研究会でまとめました「30 の提言」をめぐるディスカッションを始めます。本日司会を務めます三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの相川です。

本日の流れは大まかには、「次第」をご覧ください。プログラムは、まず木平会長より開会の言葉をいただきます。その後、「30 の提言」の具体的内容について、本研究会総括の加藤さんより説明していただきます。

パネルディスカッションは 2 時間半とかなり長い時間を取ってあるので、大きく 2 パートに分け、前半はパネラーによるパネルディスカッション、休憩後の後半は会場の皆さんと意見交換をしていきたい。みなさんの封筒の中に「ご意見・ご質問票」があるので、休憩時間が 2 回（総括後、パネル前半後）ありますので、記入していただいてスタッフに渡していただければ。時間が限られているので、よく整理してペーパーに質問は 1 人 1 つにしていきたい。全ての質問にはお答えできないが、なるべくお答えできるよう努力したい。よろしくお願い致します。

①開会の言葉

 会長：木平勇吉

こんにちは、この研究会の会長の木平と申します。研究会が1年半にわたって議論してまいった結果がお手元の「30の提言」です。この間、多くの方々からアドバイスをいただき、今日は会場の皆さんからアドバイスにも感謝いたします。また、この研究会は国土緑水の基金をいただいております、それについても厚く感謝します。まず、「30の提言」の性格、趣旨についてまず触れたい。冊子の1ページ目に要約してあるが、私なりにまとめてみると、「今、持続可能な森林経営が求められている、持続可能な社会構築が求められている。その中で木材生産を通じた林業の役割に私たちは特に注目しているが、この木材生産の仕組みが現在できていないというところに大きな問題がある。社会が、森林自体が変化していく中で、生産・管理体制が十分それについていけない。必要なことは、これからあるべき森林の姿を関係者の中で議論し、コンセンサスを見出し構築することだと考えております。研究会でのセミナーあるいは議論の結果として私たちは30の提案をした。これは私たちの主張です。特に今見直しが必要なこと、これを森林関係者・利害関係者の中でディスカッションしたことをより深めより広げ、議論を巻き起こすことがこの提案の趣旨だ。30の提案の中身についてはこれから報告があるが、より全体を見渡すためには報告書のP20を開いて頂きたい。たいへん項目が多く内容も多岐にわたっているが、これを概観することがまず必要と思う。すなわち、「30の提言」は7グループに分けられている。「森林施業の基盤整備」「森林の施業指針」「木材生産の効率化」「木材の安定的供給及び需要」「林業の担い手の問題」「助成制度の見直し」「森林を支える社会体制」。さらにそれが30の提案になっている。

さて、この提言のこれからの行方については、これは私達の研究会の主張なので、この主張の実現のためにはいくつかのことが必要と考えている。1つは政策の見直し。2つ目はそれを実践していく林業家・企業・行政のリーダーシップ。3つ目は森林所有者あるいは林業経営者の意識改革。これからそれぞれが議論をしあってその内容を深め、責任を果たすことがまとめにあたっての私たちの希望です。

終わりに当たりまして、今日は多くの意見を心おきなく交換して頂くことをお祈りいたします。

 司会：相川

ありがとうございました。早速プログラムに入りまして、はじめに提言内容と意見募集結果の概要について本研究会総括の加藤さんから、よろしくお願い致します。

②「30の提言」について、提言内容と意見募集結果の概要

 総括：加藤鐵夫

●はじめに

研究会の総括をしております加藤です。私の方から内容などについて説明させていただきます。資料に PowerPoint を印刷したものを含めてあるのでご参照いただきたい。

問題意識

- ・ 森林の重要性が増大し、戦後人工林も利用期を迎えようとしているのに、それに対応できていない。
- ・ 政策の実行が十分な効果を生んでいない。
政策の不十分さ、政策目的の不徹底、
実行の不徹底
- ・ 実行する基礎が弱体化している。

今回の研究会を進めてきた問題意識でございますが、ご承知のように、森林の重要性は増しているがそれに対応できていない。また人工林も利用期を迎えてきている。その原因は何かと考えると、ひとつは政策の実行が十分な成果を生んでいないということではないか。政策が不十分だということもありますし、なぜそれをやるのかという政策の目的が徹底されていない、さらに、やる目的に合わせての実行が徹底されていないという点があるのではないかと。もうひとつは、実行する基礎が弱体化しているが故に徹底できないというところがあるのではないかと。

という問題意識をもち、それを見直していく必要があるのではと考えたところだ。

市町村森林整備計画の形骸化

- ・ 計画の目的が不十分
雛形でも基準的な色合い
- ・ 市町村の主体的意識が希薄
これまでの林政は都道府県と森林組合が主体
- ・ 市町村の体制が出来ていない
担当職員 量も質も不足。情報も不十分
- ・ 関係者の関心が薄い
市町村計画で何がやられるのか

そういった目的がはっきりしない、実行が不徹底だという例として、市町村森林整備計画の形骸化がわかりやすい。市町村森林整備計画はそれぞれの市町村で作られるが、それが「整備のための計画」になっているのかという、計画を作っている目的がどうもみんなに納得されていないのではないかと。林野庁から出されている雛型を見ても非常に基準的な色合いが強く、本当に市町村が何をしていこうという計画になっているのかなと思う。また、市町村自体にもそういう計画を作っているという主体的な意思が希薄化しているのではないかと。市町村段階

におろすまでには林政が都道府県と森林組合が主体で推進されて来て、市町村に体制ができていないという3つ目の問題にもつながっている。いずれにせよ市町村が何をしていこうかということがそこに十分盛り込まれていない。それは体制の問題もあるということだ。そういった計画なので、関係者の関心も非常に薄い。どちらかというと補助金をもらう時に初めて「市町村計画ではどうなっていたかな」と振り返るような形であり、計画作成時に「うちの市町村は何を考えているのか」といった議論をする機会はほとんどないのではないかと。要は、形は作られているが実効性がないのではないかと。

このように、研究会としては今後の森林林業のあり方を念頭において、基礎まで立ち返って総合的に検討するということが必要ではないかと。ただ、すべての問題を総合的に考えたわけではなく、建設的に既に取り組まれているなどというものは省略している。全ての問題を取り上げたということではない、ある意味、研究会として取捨選択は自分たちで勝手に決めてきたところはあるかと思う。

研究会の取り組みの基本

- 今後の森林・林業のあり方を念頭に、基礎まで立ち返って、総合的に検討する。ただし、現在既に建設的に取り組まれている事項については、省略する。
- 問題点の指摘のみでなく、出来るだけ具体的な対策を考える。
- 関係者の議論に供しうような提言をまとめる。

2 つ目としては、実は問題点は皆さんすでに意識されている、ただそれをどうするかという対策がないので、我々はなるべく具体的な対策を考えたいと議論してきた。

3 つ目は、この問題は多方面にわたるので関係者がしっかり議論せねばならないと思ってきた。そのため、「30の提言」は大変厚くなってしまったが、どうしてこう考えたかの理由を説明したからだ。現況はどうだという所はかなり省略したが。これは、この提言をもって議論をしていただきたいがゆえにこのような形になったということをご理解いただきたい。

研究会の検討経緯

2008年9月 第1回委員会

以後 専門講師によるセミナーを22回開催
議論の取りまとめの委員会を計7回

2009年12月 「持続可能な森林経営のための
30の提言(素案)」を発表

アドバイザー等の方々の意見募集

2010年3月 「30の提言」を作成

研究会の経緯は2008年9月(約2年前)に第1回委員会を立ち上げ、そのあと専門の講師を招いてのセミナーを22回、セミナーの進み具合に応じて議論の取りまとめのための委員会を合計7回やってきた。2009年12月に素案を発表し、アドバイザー等から意見を求めた。意見は横書きのほうの冊子にまとめてあり、意見とともに、委員会としてどのように考えるかについてコメントという格好で記載した。これも、なるべくご意見を原文のまま掲載した。これも先ほどの趣旨と同じで、これをもとに議論をしていただきたいという趣旨で冊子をまとめた。

このご意見から、一部素案を修正し、「30の提言」の完成版を作成した。実は昨日やっとまとまったところで、今日初めて配布させていただいている。

●「30の提言」の内容について

森林施業の基盤整備についての4つの提言

- 1、森林情報の内容及び精度の向上と所有界の明確化
森林境界確定緊急措置法の制定
- 2、森林情報のデータバンク化と森林情報整備法の制定
- 3、実効性ある森林計画の作成
- 4、森林の区分の適正化と面的管理の拡充

「1」 森林情報については、なんといっても情報の内容精度を高めるとともに、所有界の明確化に取り組まねばならない。所有界の明確化については実は「予算がついても体制がないゆえにやれない」という議論が往々にして出ているし、しかも、効率的にやっていこうと思うと例えば法務や税金の関係(固定資産台帳などを見られるかどうか)など、要は林務以外の協力を得てやっていくことが必要になる。また、所有界が不明の場合の調整ルールを作っていく必要がある。そういった点では、どういう風に進めていくかということをきちっと法律を制定してやるべきではないかと

ということで、「森林境界確定緊急措置法」の制定を提案している。

- 「2」 森林情報は例えば国家森林資源データベースや森林資源モニタリング調査もあり、データがそろってきているが、どうも公表のシステムがうまくない。データバンク化してもっと公表していくべきではないか。また、さらにそれをシステムティックにやっていくには、それぞれの組織人がそれぞれの役割を果たしていくということで、「森林情報整備法」を、これも最初に 2 つも法律が出てきて大変なのだが、制定すべきではないかと提案をしている。
- 「3」 それらの情報をベースとして、どう実効ある森林計画を作成していくのか。市町村計画の問題についてはさきほど話した。
- 「4」 市町村計画の中で森林の区分をするが、それがどうも適正でないのではないか。森林の区分の意味は面的管理であり、もっと面的管理を拡充する必要があるのではないか。

森林の施業指針についての6つの提言

- 5、新たな森林施業指針の作成
- 6、森林施業規制の強化と保安林制度の見直し
- 7、獣害対策の強化
- 8、水土保持林等における管理・経営のあり方の見直し
- 9、里山の天然生林の再活性化
- 10、人工林間伐技術の徹底

- 「5」 森林の区分を受けて、きちっとした森林施業指針を作ることが必要ではないか。実は森林の区分自体が非常にあいまいなので、森林施業指針自体も実はあいまいではないかと問題認識を持っている。
- 「6」 森林施業の規制の強化、とくに 1 伐区あたりの皆伐面積は規制を強化すべきではないか。やはり森林の諸機能というのは土壌がベースにあるので、土壌保全をもっと我々は意識すべきではないか。ここでは保安林については 5ha、一般林は 10ha に規制すべきではないかと提言している。また、保安林制度の見直しについては、水源涵養保安林は全体的な保安林と地域的な保安林が混在しているのかなということ。
- 「7」 森林施業規制は 1 伐区あたりの面積だけではなく、持続可能性から言えば伐った後の植林も必要なので、植林しなければならないという規制を行うべきだという議論があり、それに対してどう考えるかを整理した。我々としては、植林規制の方向にすぐに行くことは困難と考える。たとえば木を植えた、すぐシカに食われた、ということがある。それなのに所有者に必ず植林しろと言えるのか。要は、そういうことを義務付けるには条件を整えねばならない、とくに獣害対策の強化を図らねばならない。
- 「10 など」 人工林間伐技術の徹底については、間伐は古くからあるが、最近の動向を見ると、実は本当に人工林間伐というものが皆さん各現場で理解されているのかという議論さえある。今、急速に間伐を進めているが、早急に「こういう間伐が適切だ」ということを徹底する必要がある。

生産の効率性向上についての4つの提言

- 11、生産効率促進地域の指定
- 12、森林施業の集約化の促進と将来の林業構造の構築
- 13、路網整備の促進と作業道の位置づけの見直し
- 14、適切な生産システムの選択と生産システム評価機関の創設

「11 など」そういった施業を行っていくという方向が決まるわけだが、それを受け、生産の効率性をどう向上させていくか。生産効率促進地域、集約化の促進。路網整備については、作業道の位置づけは一時的ではなく、路網という概念として位置づけなおすということを提言している。

「14」高性能機械はどうも現場で有効利用されていない。その理由は自分たちの場所にあった適切なシステムが入っていない、それが情報として比較検討できる格好になっていないからではないか。比較検討ができる評価システム・体制が必要ではないか。そういった体制ができると、そこで機械、システムが議論できる、ユーザーにとっても例えばこういう機械が必要だといった相談の窓口にもなる生産システムの評価機関が必要ではないか。

木材の安定的な供給と新たな需要の確保についての3つの提言

- 15、原木安定供給責任体制の確立
- 16、供給者への木材情報の収集と提供
- 17、多様な木材利用の提案と需要の確保

「15」そのように原木が効率的に生産されてきて、これからの最大の問題は安定供給の体制をどう作るかだと思う。材が一般材化して需要も大型化するので、安定供給の責任体制をどう作るか。

「16」安定供給時には供給側も一種の覚悟をする必要がある。そのためには、今安定供給する意味が妥当なものか、その情報が供給者側にもわたる必要がある。需要側、加工工場までは日々消費者需要などの議論もしていて情報もあるわけだが、山側には情報がきちっと行っていないのではないかな。

「17」これからの木材需要を考えると、もっと広い多様な木材利用を提案していく必要があるということ。

**森林・林業の担い手と支援体制の整備に
についての4つの提言**

18、森林組合の見直し

19、素材生産業への新規参入

20、現場重視と林業労働者の処遇の改善

21、森林サポーターの全国的な配置

「18 など」森林林業の担い手、支援態勢の問題だが、森林組合の見直しをしていく必要がある。それと合わせて、素材生産業への新規参入を図っていく。素材生産は伸びているという前提を持っているので、それに対して新しい業者がどう入っていくかということをやっていかなければならない。それから、これからの現場労働者は先ほどの間伐の話ではないが、自主的に適切な施業を行うことが必要なので、現場重視と処遇改善を図っていかなければならない。

「21」今、所有者が山を見回することは極めて少なくなっている。巡視を中心として森林の問題点を指摘していただく方を全国的に配置できないかと考え、森林サポーターの全国的配置を提案した。

**助成の見直しと森林・林業行政の拡充に
についての4つの提言**

22、利用の時代にふさわしい助成の見直し

23、林業経営の経済的分析の強化

24、林業普及指導員の役割強化

25、市町村森林・林業行政の強化

「22」利用の時代にふさわしい助成の見直し、とくに造林補助金についてどうしていくかの具体的提案をしている。

「23」実は、林業経営の問題の分析はきちっとされているのか。どうも出てくる分析は、これで経営がどうなるのかを議論できるような分析になっていないのではないか。これから利用の時代を迎えるのであれば、経済的分析を強化する必要があるということ。

「24」林業普及指導員の役割強化。専門の技術職・技術者が養成される必要があるということで、林業普及指導員の役割強化を謳っている。

「25」市町村の体制が極めて弱いということ。森林林業行政の強化をどう図っていくか。これについては意見の中でも、「そもそも量的な職員数が全く足りない」という議論もあり問題認識は全く同じだが、単に職員を増やせといっても難しい。そうすると、各市町村に1人や0.5人の職員を配置されているというものをどう考えていくか。ここでの提案は「少しまとまって広域行政的に進める」ことを考えようという方向だ。合併市町村には成功例と合併してかえって問題が多くなった例がある。成功例では、今まで各市町村に例えば1人ずついて10市町村あったのが、10人まとめて例えば森林課を設置してそこで組織的にきちとした体制でやるというようなやり方も出てきている。流域をベースとしてもものを考えてきたということであれば、市町村の行政自

体も流域というベースでもう少し広域的にすすめるということがあってもいいのではないかと提言している。

**森林経営を支える社会体制についての
5つの提言**

- 26、大学等における森林・林業技術者の養成
- 27、現場技術者養成専門機関の創設
- 28、社会人教育及び資格制度の充実
- 29、国際情報の把握、分析及び公開
- 30、森林・林業への一般市民の参加

- 「26、27」大学等の教育、森林林業技術者の養成がどうなっているのかを議論してきた。結論としては、大学で養成されるのはどちらかというと総合的技術者か。とすると現場技術者をどこで養成するのかを議論しなければならない。現場技術者養成の専門機関が必要ではないか。かつて農林高校がそれをやっていたのではという議論もあるが、農林高校も現場技術者を志向して養成いたわけではない。どちらかというと公務員や森林組合事務職を念頭において養成されていた。現場技術者は現場で OJT で、というのが実態だったが、これからは森林林業全体に対して相当の知識を持ちつつ色々な機械などの技能も必要で、その知識と技能を身につけさせる場が必要ではないか。
- 「28」既に森林組合や素材生産業者で働いている人にどうするかということで社会人教育、資格の充実を提言している。
- 「29」国際情報については、今もドイツが、ヨーロッパがどうだという議論が盛んだが、そういったものが今まで体系的に把握分析され我々の前に公開されてきたかということ、心許ない。国際情報を把握分析することをもっときちんとしていくべきではないかと提言している。
- 「30」森林林業への一般市民の参加をさらに促進し、しかも実効性ある形にするにはどうしたらよいかということについても検討する必要があるのではないかと提言している。

●論点になりそうな点の詳細説明

1 実効性ある市町村森林整備計画

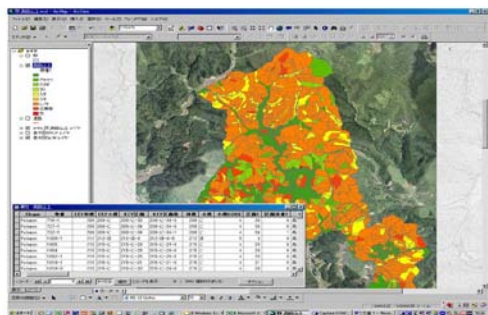
実効性ある市町村森林整備計画

- ・ 基準計画ではなく事業計画へ
市町村として何をしようとしているか、森林所有者等は何をすべきかの具体的な提案
- ・ 計画内容が説明可能
計画の作成の考え方や根拠の明確化
- ・ 関係者の計画策定への積極的な参加
- ・ 面的計画として計画の具体化

今の計画はかなりの部分「基準計画」であり、それを事業計画というか、実施計画にして、市町村が何をしようとしているのか具体的に明らかにする計画にしていかなければならない。また、今までは基準であったので国や都道府県の考え方を反映して市町村の基準になってきたが、「それがなぜそうなっているか」はほとんど説明されてこなかった。そうでなく、市町村段階で計画をどういう考え方で作ったかを説明されうる形が必要ではないかと思っている。そのことによって関係者に、計画策定に積極

的に参加してもらうことが大事ではないか。その場合、わかりやすくするには面的計画として計画の

森林GIS



具体化を図る必要がある。今、面的な計画については森林 GIS もあり、それを有効に生かせば目に見える形に示せるようになっている。ただし、森林 GIS も都道府県や森林組合に入っているが、実効性という意味では、分析や計画レベルに生かされているケースは極めて限られていると思う。どちらかという事務処理のために森林 GIS が使われるにとどまっている。森林 GIS を有効に使えるような形を作り上げていかねばならない。

2 森林の区分

森林の区分の意味

- 重視すべき機能の明確化とそれに応じた基本的な森林整備及び保全の方向を分かり易い形で、かつ、明確に示すことを狙いとする。森林の区分ごとに望ましい森林の姿やそれに誘導するための施業の考え方を示す。
- 水土保持林・水源涵養、山地災害防止
 森林と人との共生林・生活環境保全、保健文化
 資源の循環利用林・木材等の生産

水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林という 3 区分が行われるわけだが、その目的は、どこで何の機能を発揮しなければいけないか、重点的に発揮すべき機能を明確化しようということが 1 つの目的で、明確化されればそれに応じて基本的な森林整備をどうしていくのかわかりやすく提示することが 2 つ目の狙いで、それに応じて望ましい森林の姿に誘導することになっている。しかし、今、3 区分が分かりやすい形になっておらず、大変いろんな理解を生んでいるのではないだろうか。「意見」の資料の P46 を見ていただきたいのだが、

11-1 の真ん中あたりに「当県では林業が実践される場所の大半は水土保持林であり、循環利用林はそれほどない。だから、資源の循環利用林の中に生産効率化促進地域を設けようとのことだが、それを設ける必要がない、水土保持林が林業生産をやっています」と書かれているが、これがこの方だけの意見ではない。

森林の区分の実態 (万ha)				
森林の区分	森林・林業基本計画 (2001年)	森林林業基本計画 (2006年)	施業目標 (2015年)	木材供給量 (2015年)
水土保持林	1300	1700 (1240)	育成単層林	730
			育成複層林	90
			天然生林	870
森林と人との共生林	550	320 (110)	育成単層林	40
			育成複層林	10
			天然生林	260
資源の循環利用林	660	500 (380)	育成単層林	270
			育成複層林	20
			天然生林	220
計	2510	2520 (1730)	育成単層林	1040
			育成複層林	120
			天然生林	1350

こちら (左図) を見ていただきたい。数字が見にくいかもしれないが、今の森林林業基本計画では水土保持林が、2001 年から 2006 年で 1300 万 ha→1700 万 ha まで上がっている。つまり、森林面積の 7 割が水土保持林になっているということだ。括弧書きが民有林だが、民有林でも 1730 万 ha のうち 1240 万 ha が水土保持林だ。水土保持林の内訳は、例えば 2015 年の目標をみると、育成単層林 (概ねほとんど今までの人工単層林) が水土保持林に 730 万 ha も入っている。それはそういった施業をするということなので、かなり皆伐施業をするのが

認められているというのが実態だ。一番右の木材供給量についても、2015 年の予測では 2300 万 m³を生産する、そのうち水土保持林で 1600 万 m³ (生産量のほぼ 7 割) を行うことになっている。水土保持林と循環利用林のどこが違うのかということが往々にして議論される。「実は林業生産は水土保持林でしている」ということは林野庁の数値でも明らかだ。このように森林の区分がされており、本当にこれでいいのか。森林の機能は本来どの森林も全ての機能を発揮する。色々な機能が同じ場所で重層的に発揮されるのが特徴だ。それをわざわざ重点を置くとはどういうことかということ、機能を全体的な森林で

発揮する「全体性」と、機能の「地域性」という概念を考える必要があるのではないか。全体ではそれぞれ水源涵養機能を発揮するが、例えばここは水源の上流部だから、ここは「特に水源のことを考えて欲しい」という山があるはずで、これが地域性だ。3区分は地域性をベースとして考えるべきではないかということを今回の提言で書かせていただいた。全体性と地域性が混在すると、何を重点にしているのかが非常に見えづらいことになる。そういったことで仕分けをするとたぶん、水土保持林の量は減って資源の循環利用林は増えることになると考えている。水土保持林は水源涵養や国土保全のためにきちっとした役割を果たす森林整備をしていくということなので、たとえば択伐の取り扱いをしていくことがひとつの目標になるのではないかと、少なくとも小面積皆伐までが許容される内容であり、今、林業的にやっているということと同時に考えるということは地域性という概念からいくとあまりにも大きすぎるのではないかと。そういった区分をきっちりしたものにしていく必要があるのではないかと提言だ。

3 人工林施業の伐期

人工林施業の伐期

- | | |
|------|--|
| 通常伐期 | <ul style="list-style-type: none"> ・風害等の危険性の高い森林 ・早生品種が植栽され長期的な成長が見込めない森林 ・現在までの手入れ状況等から今後の手入れしたとしての健全な生育が見込み難い森林 |
| 長伐期 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で長伐期化が可能と見込める森林 |

森林施業を考える場合に、よく取り上げられるのは伐期の問題だ。資源の循環利用林の長伐期と通常伐期について今回の議論では、基本的に森林所有者が経済的ベースで考えることになるだろうが、計画の方向性としてどう考えるのかということ、やはり「長伐期のほうが望ましい」という書き方をしている。ひとつには植林経費をどうしていくかという点があるし、大径化で生産性向上を図ることができたり、高林齢化で材質的にも良材が出てくる、さらには多様な材が出てくるということもある。

公益的機能の発揮という面から見ても長伐期化が望ましい

のではないかと考えている。ただし、それを前提としてもすべての森林を長伐期にするのは違うのではないかと。通常伐期の方がよい林もある、たとえば風害の危険性が高い森林だ。そういうところは長伐期では風害に遭ってしまうので、どのようなところが風害の危険性が高いかという予測技術をきちっとして、そこは通常伐期でやる。あるいは早成品種が植栽されていて長期的な成長が見込めない、成長が止まってしまうという森林も通常伐期で伐る前提で植栽されているので、そのようにすべきだ。

さらに問題は、現在までの手入れが悪く、1本の木の樹冠が上から3割以下くらいまで枯れ上がってしまっている林については、間伐をしてもそれが健全な生育をしていくためには大変時間がかかる。そういう林は、間伐して手入れをしていくより、通常伐期で考える必要があるのではないかと。2つの伐期の考え方は、どちらがどうだという議論ではなく、数値的な比率を出していないのではっきり言えないが、二者択一で選ぶという議論をいつまでもするのではなく、どういうところがどちらに向くかという議論をすべきではないかというのがこの提言だ。

4 里山の天然生林の問題点

里山の天然生林の問題点

- 1、広葉樹等の密生化等による生物多様性の減少、活用の困難性の増大
- 2、高林齢化による萌芽力の減退
- 3、カシノナガキクイムシ等の病虫害の危険性の増大

最近話が出てくるようになってきたが、里山が長く放置されてきた。昭和 30 年代に利用され、それ以降 4、50 年放置されている。そういう点でいくつかの問題が出てきている。1 つには広葉樹や竹が密生し、生物多様性が減少していたり、中に入れない、活用できないという問題が増大している。また、高林齢化していて、伐った後の萌芽力が衰えてきているのではないか。これは木によるので、100 年生でも伐って萌芽することもあるが、相対的に考えると萌芽力は衰えているだろう。今例えばパルプ材に利用しようとする、萌芽力を使うのはある意味当然なのだが、そのチャンスはそれほどない。今考えて実行しないと萌芽が期待できなくなる。また、カシノナガキクイムシ、ナラ枯れの被害が全国的に広がろうとしているが、病虫害を相対的に受けやすいのは高齢林のようだ（若齢林も当然被害を受けるところは多々あるが）。里山の天然生林をこれからどう活用するかを考えると、あまり時間的余裕がない。今考えないと手遅れになってしまう。ただし、里山の利用は非常に多様な利用がされ、生物多様性をそこで保全している、貴重な動植物があるという問題もあるので、「保全利用計画」をきっちり作ることがまず必要ではないか、各市町村で里山をどうするかを議論していただく必要があるだろうと問題提起した。

5 生産効率化促進区域

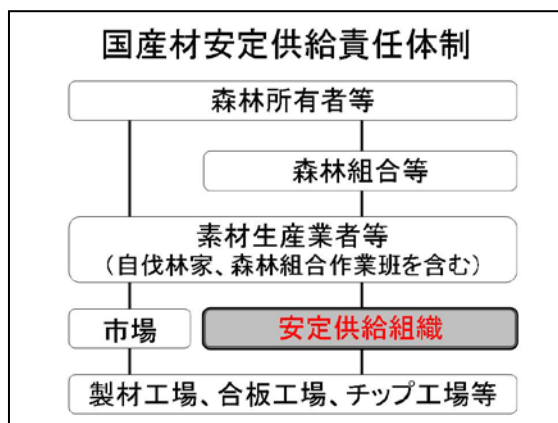
生産効率化促進区域

高性能林業機械等を有効に活用するために、どの程度の全体的なまとまりが必要になるか(試算)。
生産性からの必要量(丸木材積)
 $10\text{m}^3 / \text{人} \cdot \text{日} \times 3\text{人} \times 200\text{日} = 6000\text{m}^3$
収穫量換算(立木材積)
 $6000\text{m}^3 \div \text{利用率} 0.6 = 10000\text{m}^3$
必要間伐面積
 $10000\text{m}^3 \div \text{ha 当たり収穫量} 60\text{m}^3 = 170\text{ha}$
全体のまとまり
 $170\text{ha} \times 10\text{年} = 1700\text{ha} \rightarrow 2 \sim 3\text{千ha}$
1セットを有効に稼働させていくためには、2~3千haのまとまりがいる。
集約化、路網作設の重点的な実施

今、集約化の議論が盛んだが、「全体的にどういう集約化をしなければならないのか」を考える必要があると思います、この議論を提起した。生産性の必要性から、人日当たり 10m^3 、現状は、2、3、4、5 m^3 というレベルだが、これから 5000 円程度で伐出するには 10m^3 程度の生産性に上げていくことが必要になる。これを達成するとして、3 人セットで 200 日なら年間 6000m^3 、立木材積なら(利用率を 60% とすると) 10000m^3 必要になる。それを間伐でやるとすると、例えば間伐において ha あたり 60m^3 が出てくるとすると、170ha が要る。10 年に 1 回ずつ間伐を

伐をするとすると、1700ha になる。要は、継続的にまとまった作業をしていける生産基盤を作るにはこういったオーダーのまとまりを議論しないとイケない。今の集約化では 50、100ha の議論だが、本当は、それらが寄せ集まってこういった規模になるという議論をしていかねばならない。どの程度の集約化をする必要があるかという面から、「生産効率化促進地域」を設定されたらどうか、その中で路網や集約化をどうして行くかという議論をしていく必要があるのではという提言だ。

6 国産材の安定供給



安定供給責任体制のあり方

- 安定供給に責任を持ち需要側と交渉できる組織
- ・国内外の木材需給及び価格動向に精通
- ・地域の木材供給についての樹材種までのきめ細かい供給見通し
- ・森林所有者等及び需要側の信頼＝経営能力

森林組合が集約化し素材生産業者に委託したり森林所有者が自ら伐られたり委託したりもあるだろうが、素材生産業者から出てくる材に対して安定供給組織が作れないかという提言だ。これは、材そのものが動くということではなく、材そのものは素材生産業者から加工工場に行くのだが、その調整役が安定供給組織、それが必要ではないかということだ。材の一般材化、需要側の大型化、物流簡素化の必要（山元から加工工場への直送体制）などを考えた上のことだ。安定供給組織とは、安定供給に責任を持って、需要側と交渉できる組織を念頭に置いている。

そのためには国内外の木材需給価格動向に精通するとともに地域の木材供給について材質までを含めたきめ細かな情報を持っている必要があり、それをもとに需要側と議論をするということだ。3つ目の条件は、森林所有者や需要側との信頼を得る、経営能力を持っていることだ。今までこれがずっと目指されてきた。平成8年には政策的には「木材の安定供給確保に関する特別措置法」ができたが、実績はほとんど上がっていない。なぜ上がっていないかというと、「措置法」は計画のかんりの部分

を行政がかかわり、都道府県知事が認定する。しかし安定供給は皆必要だと言うが、実際やるのは経済ベースであり、商売の一環だ。それを行政が仕切るのはたぶん無理だ。そうではなく、経営能力を持った人がやらねばならない。だから、自主的な形で安定供給責任組織ができなければならない。たとえば新流通・新生産システムの最大の問題は、大型工場にどう安定供給するかだった。そのために新生産ではコンサルタントを入れるなど色々な議論をしてあるが、結果的にはやはり、需要側の意向・主導でやられている。例えば、パルプ工場が、いくらでうちの工場に持ってきてくれたらすべて購入しますよという約束をされる、そうすると供給側はその価格で持っていかなければならないというのが今のシステムで、要はそれは需要側が主導している。しかし新生産システムでも言っているように、需要側でたとえば製材工場が合理化されたら、その合理化利益を山元に還元してもらいたい、そのかわり山元も安定供給の努力をするというシステムを作りあげよう、そして立木価格を高くしたいというのが新生産システムの狙いだった。山元に還元するためには供給側で交渉能力を持つことが必要で、そういう組織を作り上げねばならない。パルプ工場に出したらいくらで買い取りますよということでは需要側が一方的に値段を決めており、そうではない形を作りえないかということで提言をさせていただいた。ただ、経済的な問題なので、これがまた行政がやってもうまくいかないと思われる。どういう形がいいのか、どの程度の範囲でどういう形を作るのか、それぞれが考えていただく必要がある。そういう点では、提言を読まれても安定供給責任体制とはどういうものか描き切れていないが、地域実態に応じてそれぞれが考えねばうまくいかないということを念頭においている。ただ、いずれにせよこれから、そういったものが要ると思う。IT化が進めば、どこで何が生産・供給されるかというデータを作ることはできるので、情報を持つことは可能だと思う。あとはいかに組織化するかということだけになるのではないかな。

7 国産材供給可能量

国産材供給可能量

年間成長量	
年間蓄積増加量	8000万m ³
年間生産量	2000万m ³
林地残材等	2000万m ³
計	1億2000万m ³
年間生産可能量(試算)	
1億2000万m ³ × 0.5 =	6000万m ³
6000万m ³ × 0.7 =	4000万m ³ /年

国産材供給可能量が 4000 万m³とはどういう計算なのかという質問があったが、極めて大雑把な計算しかしていない。本当は資源の状態からどれぐらいの可能量があるかを精密に計算する必要があるが、そういったデータを我々は持っていないので、大まかな概算をした。年間成長量は 8000 万m³とよく言われるが、本当はこれは「年間蓄積増加量」であり、年間生産量が入っていない。年間生産量が 2000 万m³、林地残材 2000 万m³とすると、1億2000 万m³ぐらいの年間成長量があるだろう。これに、利用率を先ほどより低めにして 0.5 としても 6000 万m³

ぐらいの生産をしても年間成長量の範囲であり、蓄積量を減らさずに生産できる。しかし、道の開設状況や将来の成長減退を考えるとこれを全量生産するのは難しいだろうから、7割掛け（これはエイヤット決めた数字でいい加減だが）して 4200 万m³ぐらいという数字を出した。今回の森林林業再生プランでは 5000 万m³という議論も出ているが、一応このような計算をした。

用途別需要量

	国内生産	輸入	総需要量	自給率(%)
製材用材	11	16	27	41
パルプ・チップ用材	5	33	38	14
合板用材	2	8	10	21
その他用材	0.4	2.3	3	14
用材計	19	59	78	24

この 4000 万m³をどう需要されるのかというのが次の問題だが、これ（左図）は 2008 年の用途別需要量だ。輸入材は、製材用では 1600 万m³、パルプチップは 3300 万m³、合板は 800 万m³ある。2000 万m³を増やす、今から倍増させるとすると、製材用輸入を上回る。製材用に全てが利用されていくということにはならない。実は余力があるのは合板やパルプということになる。ただし、パルプ業界が求めているのはどちらかというと広葉樹パルプであるが、わが国の広葉樹パルプに関しては、里山広葉樹を効率的に生産するシステムができていない。針

葉樹はプロセッサからフォワーダへというようになりシステムティックになってきたが、広葉樹は樹形などから、このような議論がなかなか通用しない。ただ、そこに大きな余力・のびしろがある。いずれにせよ製材用だけに議論をしていてもなかなか難しい。伸びていくのは工業原料的、あるいはバイオマスの利用ではないか。木材価格がどうなっていくかが問題になる。

8 木材の用途開発

新たな用途の開発が必要

- ・住宅 内装材、サッシ、
 - ・公共建築 (木材利用推進法)
 - ・商業施設 大規模木造、4階建て木造
 - ・土木関係 木橋、ガードレール、遮音壁
 - ・バイオマス・エネルギー
 - ・バイオマス・プラスチック
 - ・梱包材、型枠合板、広葉樹パルプ
- 等々

今までの製材需要で考えていくと、全体需要量はたぶん落ち込んでいく。1 億m³といていた需要が現在は 7800 万m³まで落ちており、8000 万m³をもう切っている。製材用需要はさらに落ちていく可能性もある。そういう意味では、新たな用途を開発していく必要がある。住宅着工量もたぶん、今までのような形ではできない。ただ、住宅については内装材やサッシのような形でもっと利用できないか。床はかなりフローリング化されてきたが、例えば壁材などももっと考えられないか。また、公共建

築に対しては今回、農林水産省の方で公共建築に対する木材利用推進法も作られるということで、かな

り期待できるのではないかと。さらに商業施設、大規模木造建築、3 階建てまではだいぶ一般化してきたがさらに 4 階建て、土木関係では木橋やガードレール、さらにはバイオマスなど、そういった新しい用途開発をして木材を使っていくことが地球温暖化対策、低炭素循環型社会を作っていくことにつながってくるので、木材の新しい用途開発を進めていく必要があると考えている。

9 国産材を巡る論点

国産材を巡る論点

- ・木材価格はどうか
- ・大径材はどう使われるか
生産、利用、価格
- ・自給率50%は可能か

(1) 木材価格

国産材をめぐる論点の中で、需要がない中で国産材供給量が増加すると木材価格が逆に落ちるのではないかとという議論もある。たしかに一生懸命間伐すると市場の市場価格が落ちたという話は往々にしてあるが、総体的な議論としては先ほどの通り、製材的なところではなく工業製品のところが伸びるということなので、資源インフレで世界的に価格が上がるという話がない限り、あまり木材価格が上昇すると考えるのは難しいのかなと思う。

また、短期的問題と長期的問題を分けて考えると、短期的には、供給増によって木材価格が下がることがありうるかもしれないが、しかし、そういったことがないようにするにはどうしたらよいかと考えると、安定供給の責任体制といった形をやはり作ることなどで需給に対応していくことを考えねばならないのではないかと。

(2) 自給率等

需要自体は、今、自給率 50%が可能かという点とも関係してくるが、自給率は 2000 年で 18%だった。2008 年が 24%で、1 年で 1%弱ずつくらい上がってきた。例えば今から 10 年たつと 10%上がって 34、5%になるのではとなるが、私自身は、国産材に需要が向き始めるとそれはたぶん加速化され、直線的ではなく右肩上がりであるのではないかと。そうすると、どういうものに利用されるのかということはあるが、問題は需要の方ではなく、供給の方がそれに追いついていけるのかという議論ではないか。先ほどの安定供給責任組織の話をした背後には、このような意識があるのだが、例えば路網ができていないとかきちんとした生産体制ができていないといった問題で、実は供給を考えるということが、需要を心配することよりも大きな問題としてあるのではないかと。自給率 50%ということについては 10 年後に達成という森林林業再生プランに書かれた話は今までのトレンドから考えればとてもできないのではという議論が往々にしてあるが、そういうものを目標にしながらどうしていくかを考えることは大事ではないか。

また、先ほど、成長量から 4000 万 m³くらいという計算をしたが、それが利用されないという前提に立ったら、今の森林の状態は結果的に利用されないから放置されているわけで、放置がずっと続くという議論になっていくわけだ。そうではなく、生産をきっちりし、森林整備を行っていくという前提に立っていくならば、実は供給側としてはそれを生産して、よい山を作っていくんだという議論をしないといけないと思う。「それは無理だよ」と議論するのはいいが、それでは「その山をそのまま放置していいのか」ということになる。

もうひとつ、そういった需要が伸びていったときに起こる可能性の心配は、大面積皆伐だ。1 伐区あたりの皆伐面積を規制しておくことが必要ではないか。

(3) 大径材

大径材については、大径材の方が安いという議論もあるじゃないか、大径材化することは本当に得なのか、また、生産として大径材は大丈夫なのか、例えば今のプロセッサでどれくらいのものまで処理できるのか、40、50cm 以上のものもできるのか、チェーンソーシステムが必要になるのではないのか、それを大型機械で搬出するならば大型機械が通れる道はついているのか、といった生産上の議論も出てくる。そういったこともある程度考えていかねばならないが、例えば木材価格を見ても、かつてのように大径材の価格が普通材と比べてそれほど高くないとしても、大径材化が進めばそれに即した製材や機械の導入等が進められる。それに応じた評価がされるだろう。時間がなくて詳しくお話できずに申し訳ない。このあたりについてはもう少し技術的な議論をする必要がある。

10 森林組合の見直し

森林組合の見直し

- 利用の時代になりこれまで以上に効率的な実行が求められる。経営能力が必要
- 地域の森林管理を誰が担うのか

森林組合は、地域の森林管理に係わる業務を中心として作業班を一部残しつつも独立させ事業を委託する形に変える

森林組合の見直しについては、パネラーの方々の議論にも入ってくると思うが、挙げた問題点は2つ。

利用の時代になり、効率的な実行をどう実現するかという点と、地域管理は誰が担うかという点だ。今回の提言の中では、森林組合は地域の森林管理に関わる業務を中心として、作業班を一部残しつつも独立させて事業を委託する形に変えるという提言をしている。これについてはあとは省略させていただく。

11 助成のあり方

利用の時代にふさわしい助成のあり方

- ・方向として林業経営の自立化につながる
- ・事業者の経営的努力、創意工夫が発揮される
- ・事業の実行結果について評価が出来る
- ・被助成者に分かりやすい
- ・制度の安定性が確保されると同時に、助成水準は変化させうる

育成段階＝定額、利用段階＝融資助成方式

最後に、利用の時代にふさわしい造林助成のあり方については、資源の循環利用林、経済林における造林補助金の話だと了解いただきたいのだが、方法として林業経営の自立につながる必要がある。また、事業者の経営的努力、創意工夫が発揮される形にして、事業の実行経過が評価できる形にしなければならない。

また、助成を受けようとする方がわかりやすい形、自分で計算できる格好にする、また、森林林業の問題は一年限りの議論ではないので制度の安定性が確保される必要はある、ただし、例えば5年たったら林業の状況は変わる

るので、助成水準は変動させうるということにしなければならないと考えた。

一応この提言では、育成段階は定額、利用段階では融資助成方式という新方式を提言している。融資助成方式は全く新しい考え方なので、詳細は提言の方を読んでいただきたい。今ここで5つの観点（左図）を強調しているが、このような形にしていくことをまず考えてもらう必要があるのではないかと思います。

●おわりに

- ・基礎の再構築まで踏み込んだ総合的対策の実施
- ・関係者間における問題意識と取り組み方向の共有
- ・総合的対策を進めていくためのタイムテーブルの設定と進捗状況の評価

最後になったが、今回の議論は、基礎の再構築まで踏み込んだ総合的対策を実施していただくことが必要で、それは総合的であるが故に、関係者間で問題意識と取り組みの方向を共有することが必要になる。

よくお互いが議論しあって、どのようにしていくべきかを考えていただくことが必要ではないか。そのための提言として出させていただいた。

私自身はご承知の通り林野庁にありましたので、このような提言を議論することについては忸怩たる思いがある。反省もしながら言っているということだけ最後にお

断りして終わりにしたいと思います。

司会：相川

15 時まで休憩にします。加藤さんにはパネルディスカッション後半には壇上に上がっていただきますので、今の発表についても質問があれば「ご質問・ご意見票」に書いていただけます。

③パネルディスカッション

- パネラー 長沼 隆（高山市林務課） ※敬称略
原田裕保（豊田市森林課）
吉田正木（三重県林業家）
吉見次郎（上伊那森林組合）
山本信次（岩手大学）
- コーディネーター 木平勇吉（本研究会会長）
- 司会 相川高信（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）

 司会：相川

コーディネーターは木平先生です。

 コーディネーター：木平

はじめに自己紹介と、「30 の提言」に対する意見感想をお願いします。

 パネラー：長沼

高山市林務課長の長沼です。高山市は平成 17 年の合併で、20 万 ha、東京都と同じくらいの森林を持つ、日本で一番大きい森林都市になった。その森林環境をどうするかということで今取り組んでいる。また、私は県から派遣されているので、原田さんとやや異なる立場でもある。第 5 回セミナーにおいて、森林情報、森林簿などについて講師を務めた。

提言に対する全体的な感想としては、どれも重要だが、保育中心の森林整備から伐って使う利用に移ってくる際の必要な課題が整理されている。全体的には、図表や箇条書きで見やすくしたらと思う。

 パネラー：原田

豊田市の原田です。豊田市の取り組みはお手元の資料に 1 枚入れてある。平成 17 年に合併し、大変広い人工林を持つ町になったが、人工林が荒れている。何とかせねばと森林課を作って取り組んでいる。実は市町村整備計画に頼っては何もできないと正直わかっていたので、市独自に条例を作ったり、100 年の森づくり構想を作るなどがんばっている。人工林間伐には団地化が必要ということで、独自にやり、最近 52 団地 760ha までまとめた。今月末には 1000ha を超えるのではと思っている。今の取り組みを踏まえて今回の提言を横から眺めてみたい。提言は、非常に、これまで議論されていなかったことや、建前で、本音で議論してこなかった部分が出てきていて興味深い。所有界、森林計画、森林区分、市町村の役割について現場の体験を踏まえて言っていきたい。

パネラー：吉田

三重県で林業経営をしております吉田です。私のところは今まで、伐って大きくなった木を伐ってご飯を食べてきたが、だいぶ限界が見えてきて米櫃が空っぽになってきたという状況のなか、なんとか、今までやれてきた森林を維持しながら資源の供給を続けていける方法はないか、私どもは森林整備の技術や知識はあるので何とか生き残る術はないかと考えておりました。今回の提言は、今まで踏み込まれていない内容で、これからの世界の状況を見て日本を見て、その中で林業のあるべき姿に具体的提言が行われたということですのでばらしい。各論の私見は後ほどお話ししたい。

パネラー：吉見

長野県の上伊那森林組合の吉見です。私は元サラリーマン、現場林業従事者、そして今は組合の副参事・管理側と、変わった経歴だ。

森林組合については様々な議論があるが、今の森林林業の基礎は森林組合が作っている部分が多いと思うので、一森林組合の職員として、また森林を愛する人間として発言したい。

今回の提言について最も感じたのが、所有者の立場があまり明言されていない。そこを今後どうしていくのが議論の中心になっていくべきかと思う。

また、森林経営について、今回の提言は懇切丁寧にまとめられている。経営は自分で考え出す、工夫するのが本来だと思うが、このように提言してくれると近道になると思う。

パネラー：山本

岩手大学の山本です。専門は林政学だが、演習林の教員を兼ねている。岩手大学は1300haほどの森林を所有している。旧帝国大学では教員は研究メインで森林管理にタッチしないということが多いようだが、私どもは演習林教員がそのまま森林施業の係長のような仕事をしなければいけなくて、どこをどのように手をつけていくか、どの機械を購入し、どこに道をつけるかといった点を考えねばならない。10年ほど前からハーベスタ・グラップルなど高性能林業機械を入れて、現在は作業道も入れてみている。基本的に教育研究用の森の管理だが、擬似的に林業経営してみながら、これが本当の林業現場ではどうなのかということをシミュレーションできるという面白い立場にいる。現場の森林管理と森林政策の双方を考えさせていただいている。

本日の提言は、育成段階から利用段階へという中で、画期的だ。ただ、ややもすると生産の時代になるとはいえ、生産だけに力点が集中しすぎかとは思う。

コーディネーター：木平

パネラーは市町村行政のお二人、林業家、森林組合、大学の先生と、それぞれ関心・価値観・現場体験もかなり違うかと思う。これから、「30の提言」の中から、とくに議論したいということについて挙げて言っていただきたい。

パネラー：長沼

市、県という行政の立場から、提言の中で私たちが困っている 5 点ほど取り上げたい。

P20 の目次を見ていただきたい。

大項目 1 の 4 つの提言のうち「森林所有界明確化」、これがないと集約化など何をするにも進まない。ぜひともやっていただきたい。私は県にいた時代、森林簿作りを担当していた。180 数項目もあり、こんな項目が必要なのか、GIS もあるし、シンプルにすべきだという点があり、一方、樹高や直径など林業に必要な（立米ではない、木材の太さとどう出すかという）情報が全くないので、そういった組み合わせをやらなければいけないのかなと。

また、「実効ある計画」。今、地方分権でありとあらゆるものが市町村に来ている。ただ、高山市の森林面積は 20 万 ha、民有林だけでも 12 万 ha を本庁は 7 人、のべ 10 名でやっている。豊田市さん（20 人で面積半分、森林面積 1/3）と比べても少ない。本当に厳しい中でやっている。このようなアンバランスも市町村の力の入れ方次第で全く異なる。合併して林務課ができたのはよいが、そこをどう動かしていくか。市町村森林整備計画が重要だと思う。

今年、国の要領で示されたものとはまったく違う方式でモデル的に作ってみた。先ほど原田さんも「あれには任せられない、独自の条例で作った」とおっしゃったが、我々は自主的に作れるということで中身をがらっと変えて、そもそもの政策論等のあとに基準や計画量をつけるという形で作った。

ですから自治事務的なものになるので、そこに国が関与するのは難しいだろうとは思いますが、こういったものを作るにあたってのバックアップ体制（提言 6 番あたりに関係か）が必要ではないかと思っている。

提言 4「森林区分の適正化」が今一番大きな課題。森林の 3 区分は、森林の機能の階層性を全く無視したものなのではないか。水土保持や生物多様性は最も重層性の下に位置する。その上に木材生産などの他の機能が載っている。だから実態として、高山市は 90%以上が水土保持林で、こうなるのは必然だ。補助政策がそれ一辺倒だから。こういったところをしっかりと分けて、メリハリの効いた施策をしていかねばならない。

提言 6「施業規制と保安林見直し」。3 区分は森林計画制度の中にある。保安林は保安林で区分があり、両者が重なっている。この両者をしっかりと分けて、規制が本当に必要なところは保安林、生産のほうを向きながらやるのは計画制度、というように抜本的改革が必要ではないか。

6 の提言 25 の「市町村森林・林業行政の強化」、ここが市町村として一番つらい所だ。原田さんは課長を 5 年やられているそうで、これくらいやると見えてくるのだが、市町村の行政担当者は 2、3 年でどんどん変わる。それを固定化させろというのはなかなか難しいだろうが、私は赴任したときに「市町村職員に技術力をつけて育ててください」と言われたが、私は「人をころころ変えないで、仮に多少異動しても、ローテーションして何回か後に戻ってこられるよう、そういう体制をしてもらわないと結果的に無理なんじゃないですか。」とお願いした。逆にそういった市町村をバックアップする仕組みが必要だろう。今は再生プランでフォレスターや施業プランナーが検討されているが、フォレスターを誰が担うかがまた重要だと思うのだが、それはまだ私にも答えが出ていないが、基本的には林業改良普及指導員が担う、ただし、広域合併して人材があるところは市町村にも置ける、そういう仕組みになればいいと思う。

コーディネーター：木平

5 項目あった。「境界明確化」「森林簿」は、シンプルでも必要な情報あって欲しいとのこと。「整備計画」自分でモデル的なものを作っているという非常に前向きな提案だった。「区分の適正化」、今の矛盾を指摘していただいた。森林機能の階層性を解説すると、各機能には、他の発揮のために必要な基礎的なものがあるというもの。かつては各機能を横並びにしていたが。私は「土の安定」が一番基礎で、そしてその上に植生、水の安定、バイオマスがあり、その上に木材生産やレクリエーションがあると思うが。階層性の理論に合いにくいのではないかという指摘だった。「施業規制と保安林制度」がかみ合わない、と。「市町村行政官の強化」がなくてはならないという指摘。議論は後ほど。

パネラー：原田

私も市町村の課長なので長沼さんと重なっている。一番は境界。私どもの市は、山林は地籍調査 0% でどこも境界確定していない。こんな中で団地化しようとして所有者立会いの下で杭を打って、地道にやっている。一人当たり平均面積 1.67ha で、それを積み上げて今、760ha を団地化している。これは非常に手間がかかり、何とかならないかと思っている。所有者を調べる上で、森林簿は当てにならないし、税の情報は個人情報で使えない。仕方なく、登記簿から大量に取ってきて使う。しかし最近「登記簿情報の有料化」が新聞等で報道されている。そうされたらもう予算的に無理だ。ぜひ、特別措置法などを作って境界問題を抜本的にどうにかして欲しい。また、吉見さんの指摘もあったが、「所有者の立場」について、民主党マニフェストや再生プランに「森林経営の義務化の検討」という点がある。所有者がやらねばならないことの議論がなければ境界問題や間伐の問題を語れないと思う。今回の提言ではそこが触れられていなかったのは残念。

「森林計画」私どもは市町村森林整備計画では何も変わらないと考え、独自に作ってしまった。市町村森林整備計画のもとに作っているという建前だが、実体としては完全に独自に。森林区分も、勝手に林業経営林と針広混交林という 2 つに分け、水土保持林といった 3 区分は完全に無視している。選択肢だけを選び、こちらはこのような補助です、と伝えて所有者にどちらか選ばせている。

また、市町村森林整備計画の下に森林施業計画があるが、それ以外にも特定間伐等促進計画など、ナントカ計画などをたくさん作らねばならない、私もよくわからない。最近も集約化計画を作らなければならないという話も来た。一度ガラガラポンして、計画制度と補助制度をシンプルにして欲しい。

「市町村の体制」私どもは豊田市役所で、正職員 20 人でやっている。これは破格の計らいだ。市長の熱い思い、強い後押しがあったからだ。こんな市はなかなかないと思う。一方、県事務所の担当エリアと市のエリアが全く一緒に、完全に市と県が 2 重行政だ。権限も県と市があり、国の文書が県の本庁に行って事務所に行って市役所に流れてきて、となって、流れの効率が悪い。個人的には、難しいとは思いますが、県と市で森林管理の一部事務組合でも作って、そこで補助金行政もやるし、トップに森林官を立て、そこが権限も責任も持ち、県と市の壁を取っ払ってもう少し広域的にやっていくことも必要ではないかと思う。県の前では言えないが。愛知の言葉では「しゃらくさい」、偉そうだと言われてしまうのだが…。

コーディネーター：木平

小規模所有の境界は「いちいちやるのが大変」というお話で、立法化が必要ではないかという指摘。また、所有にあわせて森林所有者の義務、権利を考え直せという。これには「もっと権利尊重を」という意味と「所有者の義務放棄、責任」という 2 面を考える必要があるとの指摘。「市町村整備計画」についてはいろいろな特定計画があつて煩わしい、明快単純化できないかという指摘。「市と県が二重構造であり、新しい機能を持った森林官というもので一元的管理はできないか」という提案。

パネラー：吉田

責任を持った所有者です。境界情報は私どもも痛切に感じている。300 箇所ほどに点在していて小さいものは 0.数 ha だ。自分のところはそれなりに比較的わかっているつもりだ。ロッカーを開けると、白紙に線が引かれた山の図面が一杯ある。私もどこの山か場所がわからないところがあり、担当従業員ならあちこち台帳と照らし合わせてこれがこことやっとなる感じだ。今日も森林所有者が多くおられると思うが、どこもいろんな事業をするたびにコンパス測量するだろうが、白紙に線が引かれた図面だけがロッカーに貯まっていき、ご本人くらいしかどこにある山かわからない。実際どこにあるのか表示されないと次の世代につながらない。最低限、測量するときは残る杭で、あるいはペンキで明示し、測量結果は地形図上でどこにあるかをせめて表示し所有者に渡せるようにし、本格的な地籍調査まで「だいたい自分の山がここにある」と所有者にわかるような仕組みが必要ではないか。さらに可能なら時限立法で「ペンキや杭で表示しました、間違っていたら 10 年以内に言ってください、なければ確定してしまいます」などという方法があつてもよいと思う。また GIS、GPS の技術がずいぶん発達してきたが、それをどう使えばいいかというガイドライン等もない。

このレベルのことを取り扱うならこのレベルの制度が必要などというガイドラインの整備が必要ではないか。これをやることが、他の計画制度を実効力あるものにする根本ではないか、情報収集してデータをきちっと管理することは非常に重要と考えている。

また、所有者の立場から、6「施業規制の強化」について所有者として一言申し上げたい。一案が伐採面積規制を一般林 10ha で載せてあり、ひとつの目安となるかもしれないが、私のところも先日ちょっと伐りすぎて 5ha 植えなければならない、今一生懸命やっついて本当は私も早く植えないと苗が活着しない、なかなか 5ha は伐りたくないという意味では目安になるのかもしれないが、ただ、現在の日本の山林時の状況を見ると、ヨーロッパと比べても路網も同じ条件になっておらず、今後も路網が入りにくいところもある。また、相続税発生時には伐りたくなくても伐らざるを得ないこともある。こういった諸条件が整った上で面積規制の話がなされて欲しい。一方、手に負えない所有者が所有森林を手放す仕組みもどこかで必要ではないかと感じている。

18「森林組合」うちも森林整備していきたいのでこの分野も関心がある。いろいろな提言や再生プランの中で、作業班を徐々に独立させようという話が多くあるが、田舎には今、非常に断片的に状況が伝わっている。「作業班なくしたら組合など維持できない、やるべきでない」と。どうやって、今の作業班独立のバックアップをどうするか、本来的に森林組合がやるべき情報収集や集約化や管理計画はこういうものですよと示して、その財源を示さないといけない。今は「分離させる」という言葉だけが先行しているという感じを受けている。また、1 点、細かいところではあるが、「労働環境」で月給制へ移行しようと言ってるが、月給制がそんなに大事なキーワードか疑問だ。残念ながらそんなに高給を出せて

いるわけではないが、現場は日給月給がいいという声もある。雨の日に無理に働くより晴れた祝日土曜に出勤するほうがいいという声も実際現場にはある。月給で給料が 1、2 万円下がったという森林組合職員もよく知っている。これは支払い形態の話ではなく、社会保険や労災を当然整備するとして、(あまり十分支払えていないのでこんなことを言えた立場ではないが) あとはどれだけの所得をあげられるようになるのが大事で、日給か月給かという点は組織ごとに選択すべき問題だと思う。あとの部分は共感するところが多かった。

コーディネーター：木平

森林地図台帳が昔ながらのもので、これから新しい地図情報を整備しなければならない。GIS、GPS をしっかり活用して、信頼度の高い自分の山の位置を決めていかねばならない。それと関連して森林者の権利義務を明快にすべき、責任取れないなら、今のままでは無理ではというご意見。皆伐面積規制について、単に何 ha と規制するより、それが実際の林家が実行できるだけの路網や相続対策といった周辺環境を整えた上ですべきではという提案。森林組合の仕組みの議論が断片的に地方に届いていて不安な状況だという現状報告。現場の方の処遇改善については、月給か日給かという支払い形態の問題ではないのでは、実質的に生活が保障されることが重要ではないかという指摘。

パネラー：吉見

「担い手と支援対策整備」について言及したいと思う。まず、私が一般の一市民として林業に興味を持ったところから話をしたい。一般の方が森林林業に関わりたと思った時に最初に頭に浮かぶのは森林組合だったりすると思う。私もそうだ。実際それで私も応募し I ターンして森林組合に入った。森林組合に入れば、林業、木こりとして一人前の仕事がさせてもらえろと考え、林業に対し夢を持って入ってくる。だが、実際は、林業ではなかなか食べていけない。身近な木こり仲間も平均年収は 3、400 万程度、その年収で結婚し、子供を養うというのは大変だ。1 人ひとりの労働者が一生を過ごすためにはある程度きちんとした収入が必要だが、林業ではこの収入は簡単には手に入らない。山で 1 日 100 本の木を伐ってはじめて自分の給料が払えるというのが実態だ。単純に工場に入って当たり前給料をもらえるのとは違い、雨の日や雪の日と色々な状況があり、簡単にお金を得られない。この部分については十分承知して欲しい。私も一作業員として 10 年間山に入って木を伐ってきた、現在は管理者だが 2 日にいっぺんは山に入って現場従事者と一緒に汗を流す。汗を流して気持ちがいいとだけ言ってもいられず、帰ると事務所の仕事が残っている。

提言 18 に「作業員と事務所を切り離す」と提言されているが、言いたいのは、林業では単純に「食べられない」状況があり、簡単に切り離してしまうと食べられない作業員が非常に増えることが大変懸念されることだ。実際、林業従事者は営業が苦手で口下手で単純な人間が多い。労働と事務を単純に切り離せば、全員に同じように仕事が割り振られて食べていける状況になる、とはならない。できのいい人は仕事を多く貰い、不器用な人は仕事をどんどんもらえなくなる。労働者を確保しなければならない現実とかけ離れたことになってしまうのではないかと感じている。ただ、現状では事務職員は余剰だ。この余剰人員がいろいろな意味で経営を圧迫している。ここは整理しなければ、最終的に経営が成り立たない。コンサルタント事業では一人最低 2、300ha をまとめていかないと手数料だけでは食べていけないが、この事務手続きは膨大な時間と労力を要する。今、我々森林組合の職員が何人まとまってもな

なかなか集約化が進まないのはそういう現状がある。0.1haの所有者を取りまとめているのは30、40町歩という現場を取りまとめてもなかなか手数料では食べられない。単純に切り離し、森林組合がコンサルティング事業だけで経営していくのは不可能な状況にある。一般企業だって利益を生み出す事業と薄利の事業の収支バランスの中で成り立っている。森林組合にコンサルタント事業だけでやっていけというのは、薄利の事業だけで経営しろという厳しい現実を言われることになる。やはり、木を伐り、売り、加工するという利益部門と薄利部門のバランスのいい経営をしないと森林組合は成り立たないと思う。ただ現実問題として、能力の低いとは言わないが、実際の山林森林経営にとって最低限の知識を持つべきところでそれを持たない人材が非常に多い。

そんな現状の中で、今後森林組合が活躍するためには、最低の知識、森林所有者をまとめるだけの熱意と勇気を持ち、明確な目標を所有者に提案しなければ森林組合の存在そのものが危うくなると感じている。森林組合はある意味、所有者の集合だ。所有者あつての森林組合という部分がある以上、きちんと森林所有者に意見を言い、あるいは所有者に代わって行政・国にもものを言わねばならない。現時点では上・行政からの指示（トップダウン）に甘んじるだけでそこから得られる利益で成り立っている場合が多いが、これをどこかで、所有者の集合として事業運営することを必ず成し遂げねばならない。

現場の給与体制については、単純な請負は気楽だが、林業従事者が家庭を養うには最低500万円近い収入が必要だ。40歳になっても50歳になっても300万程度の収入しか得られない状況では、自分の子供を育てるだけでなく、次世代の林業の担い手を迎えることも不可能だ。きちんとした経営の元に、適正な給与体系を作って年齢相応の収入を与えていくことが、次世代の従事者を育てていくためにも必要である。月給制・社会保障は当たり前だと思う。今、多くの現場林業従事者は気楽さや森林に関わる心地よさに酔いしれているが、年を取って子供が大きくなってお金が足りず、子供が高校や大学にも行けなくなったときに、雨の日は休みたいと言えるだろうか。やはり子供や家庭を守るためには雨だろうと働きたいはず。保証をきちんとしていくことは事業体の責任だと思う。

教育面の育成については、林業は木こりが全てだ。木こりが木を伐ってはじめて林業は成り立つ、木こりなくして林業は成り立たない。どんなに行政がいい計画を立てても、きちんとした木こりが正しい知識と熱意・目標を持って、単純にお金のためだけではない仕事をしなければいけない。林業者は幅広い正確な知識が必要だ。木を伐る技術だけでなく環境や生態系などの幅広い知識が必要で、習熟はとても難しいことだと思う。私は一番はじめは、知識がないために怖くて木を1本も伐れなかった。このときの感覚が、私の出発点になっている。木こり、林業従事者の教育・育成は何よりもきちっと、厳格にする必要があると思う。

コーディネーター：木平

生産の総合事業体であるほうがいいのかという意見。また、従業員の生活を保障するためには、経営がきちっと成り立っていることが必要だという内容。

パネラー：山本

5点。「森林情報」提言の中身はいいのだが、現実には日本林業は、森林簿は県が管理し、実際の所有者の情報を持っていて施業を集約化したりしているのは森林組合。連絡は取り合っているだろうが、情報の管理が一元化されていない。戦前であれば森林組合が強制加入だったから全員の情報を持っているが、

現在は協同組合として加入脱退は自由であるにもかかわらず、全体の情報を知らねばできない仕事が行政から森林組合にまかされているというズレがずっと残ってきた。この情報の一元化が大事だと考える。政府がモデルと考えているであろうドイツの林業経営では、州の森林官が全て情報を把握していて、そういう情報基盤の上で黒字の林業経営が乗っていることに注意すべきだ。日本の森林組合は、民間事業体にもかかわらず、情報収集のコストまで負わされた上で黒字を求められるのは非常に大変だと思う。情報集積は誰が責任を持つのか、私はドイツに倣うのならば公的な責任であり、その情報を事業体を使って事業を行えるような体制作りが必要だと思う。その上で、所有者の権利なども問うていかねばならないと考える。

次に「計画制度」2点ある。森林の機能区分的な考え方で、公益的機能に関わる計画制度は森林の中だけで完結すべきなのか？日本の場合、土地利用計画制度というのは都市にしかなく、農村部には存在しない。農山村あるいは自然環境を含む地域の土地利用計画は、無いか縦割りだ。ならば、「ここは公益的機能を発揮してもらう森林だから手をつけない」というようなことを考えるのは、むしろ総合的な農村計画の中で「ここは恒久的に森林とする」などという形で担保するべきではないか。その上で、先ほどの豊田市の感覚に近いと思うが、人間が手を入れて使っていく森林についてどうするかという計画が森林施業の計画として、その上に専門性を持った形で立てられていくべきではないか。

施業に関する計画が市町村単位となっているのは基本的に賛成だ。岩手県では、ちょっと間伐すればすぐ針広混交化できる。京都や奈良のような何百年も続いた造林地とは違い、初代の造林だから埋土種子も周辺種子供給もある。このように森林の取り扱いは非常に地域性が強いので、市町村ぐらいの範囲で森林の取り扱いを考えることは理念としては正しい。ただ、実態として、市町村にその能力があるかどうかという話が多かったが、私がもっと問題と考えているのは、森林林業基本法や森林林業基本計画に基づいて、トップダウンで計画が降りてくること自体に問題があるのではないかと思う。今すぐボトムアップにする、地域の森林の調査を市町村の責任でしろといってもみな困るだろうが、地域で森林計画を立てられるような、調査をできるような体制を作りつつボトムアップ型の森林計画に改めていく、そしてボトムアップ型が情報が出揃ったところで総合調整するのが国レベルの計画であるような形に切り替えるべきだ。今は完全にトップダウン型で、どういう機能区分がどれくらい必要かという数値も指定されて降りてくるので、そういう状態を残したまま市町村に独自性をもってがんばれといっても、市町村は困ってしまうか豊田市のように無視するかどちらかだろう。ボトムアップが基本になるような形に持っていくべきだと思う。

機能区分について。どのように森林に手入れをするのか、どんな施業が必要か、どのような助成が必要かということを考えると、「機能区分」より目標林型が大事なのではないか。もちろん、このような森林を目指せばこのような機能が強く発揮されるということで、機能区分を否定するわけではないが、目標林型という理念をもっと強く出し、どんな森を作るのかを地域で具体的に決めていく形にしたほうがよいと考えている。

「木材供給」について。生産側が安定供給の責任を、というのは正しいと思うが、大型の製材や合板工場のできた岩手ではこのような協同組合的な中間的供給体制はできている。つまり、需要ができれば勝手にできる。ただ、逆に言うと、まとまったひとつの事業体が大きなひとつの製材所と結びつくようになるだけなので、単純にラインの下請け化という意味合いを持ってしまう。需要＝出荷先が複数あればよいが、ひとつしかなければ単純にラインの下請けになるだけだ。中間的なとりまとめができれば単純に価格交渉ができるというのは違うだろう。昨年あたりチップや合板がいきなり売れなくなったとたんに工場側から差し止めを食らってバンザイしてしまった素材生産業者は岩手県ではいくらかもある。こ

ここでは生産者側の責任だけが強調されているが、需要者側の責任についても強く述べるべきだと思う。

「助成制度」森林ではないが、ヨーロッパの条件不利地域支援では「属地的支援」と「属人的支援」の双方がある。経営者に対して属地的支援をするのはよいが、労働者への属人的所得保証は農山村地域という社会を維持するための社会政策としてきちんと必要であろう。林業労働、とくにIターンのように住宅や農地を借りるにしても全てお金を払って借りている方たち、あるいは親と同居していないので子供を保育園に入れないといけない人達が農山村で暮らしていくためには、ある程度の所得保障がないと無理だろう。これから利用の時代を迎えてIターンの人達に大きく期待するなら、林業労働者に対する属人的所得保証がきちんと構想されるべきである。

コーディネーター：木平

公益的機能は広く土地計画として。ボトムアップ中心の市町村森林整備計画にすべきではというお話。木材需要、助成制度についてのご指摘。

このような提案をまとめると3つか。

- (1) 境界明確化や所有者の義務など、情報の流れ・使い方
- (2) 市町村計画、森林区分
- (3) 森林組合、労働者

これらについて、さらにパネラーからご意見を頂きたい。

(1) 境界明確化や所有者の義務など、情報の流れ・使い方について

パネラー：吉田

ある時、従業員が休みを欲しいと言ってきた。地元で地籍調査をするから、と。彼はその月に4日も休んで1ha未満の田んぼをやっと確定した。三重県は地籍調査が7%くらいしか確定しておらず、山はほとんど手付かずだ。これを森林で本気でやるのは、金銭的なことだけでなく時間も人手も、立会いも調整も大変だ。それを調整する間に、わかっている方がどんどん亡くなっているという状況が現実にある。つなぎの段階でもよいから森林の境界情報を残すことが必要だ、切羽詰った問題だ。

パネラー：原田

全く同感だ。団地化に際して、地域の皆さんに頼む。みなさんが自主的に境界立会いに出てくれるが、リーダーがいなくなかなかまとまらない。境界も地籍調査のような厳密なものではなく、施業界を「この辺でいいだろう」と軽くやる。そうでないととても全部はできない。杭は森林組合が支給し、それをもとに森林組合はコンパス測量している。コンパス測量の結果が紙になっているだけだというお話があったが、それではいけないということで、今は市で独自にGISを構築し、そちらに取り込んで保管していくという取り組みを始めた。また、不在地主が多いとできないのではないかと懸念されているが、全く所有者がわからないと話が別だが、不在地主に手紙を出すとかかなり来てくれた。町の人にはむしろ土地の境界に関して権利意識が強く、来てくれた。意外だった。

コーディネーター：木平

神奈川で水源林の取り組み、境界確定やっているが、山での確定は 4 日間よりもっともっとかかる。税金でやるが、すごいお金・労力がかかる。現在の細分化された境界をそのまま確定しようとする膨大な時間と労力がかかる。私はそれ自体に疑問を感じている。
これからの林業の際にとっても大きなネック。

(2) 市町村計画、森林区分について：

パネラー：原田

森林区分について、先ほど「無視してやってる」と不穏当な発言をしたが、人工林については所有者に「林業経営林か針広混交林か」と言っている。そこに「水土保持林」などはない。「機能区分でなく目標林型だ」という話(1)もあったが、結局、それをやっているということだと思う。目標林型を所有者に決めてもらっている。大面積で区分をゾーニングとして決めても、結局個々の所有者が「おらあ水土保持林にしてくれては困る」という人がかなり出てくると思う。行政側がゾーニングを押し付けてもうまくいかないのでは。所有者に選択する余地を残すような目標林型の決め方が必要と強く思う。団地化する際も立ち会うだけでなく、団地の中で針広混交林にするのか林業経営林でやるのか、選択・色塗りを自分たちでやってもらっている。そうすると「こうしたい」と決めてくる。こちらから基準だけ示してあとは所有者に決めてもらうような、そういう選択肢があればよいと思う。

パネラー：山本

たしか長野県が県で作った計画の大きな区分(土地区画)もまずは「手を入れるか入れないか」だったと思う。森林機能の階層性の話もあったが、本来的には、今必要なのは「林業をまじめにやる森なのか、自然に帰す森なのか」だと思う。そこに重点を置けば、補助体系もそれに応じればよいので単純になるはずだ。機能区分は、それをむしろ社会に対して説明するために使うべきものだ。機能区分で分けてしまうことで、機能区分が始まったときの声としては「どの区分にすると一番助成が高いの？」という声ばかりだった。これはほとんど意味がない。それより、これからあなたはどのような森にするのかと問いかけて、「きちんと林業経営します」「できそうにないので環境的なことをやるかわりにしばらく伐らないようにします」というような形にしたほうがすっきりすると思う。

パネラー：長沼

私も県のときも同様の計画を作り、市の計画でもその考え方を踏襲しているが、大きく分けて、生産林と環境林どちらにするのか。その時に、林業をやっていくのに何が必要かという道が必要だから、道をどう計画的に入れるかという話と、現状の人工林と天然林の配分はそんなに変わらなくてよいという大前提を置いたなかでやっていくべきで、その時に経済的にも成り立つ方向に向かうところを生産林に位置づけ、本当に保護的な保全林的なところを環境林にすべきである。今、大多数はどちらにもつかないグレーゾーンにあり、道を入れたりして生産性を高めれば生産林に来て、造林を奥山までやりすぎてここはこれ以上手をかけてもお金にならないし環境にも悪いというところは環境林として、いっその

こと同じ間伐でも広葉樹導入のための間伐にする、そういったことが必要では。こういった大きな方向性を市町村でやるのは非常に難しい。専門的な部分は一度やり間違えると取り返しがつかないので、所有者には正しい情報を提供した上で、そういったことを認識してもらった上で選択してもらうのがいいのでは。土地の所有権は認めていいが、森林の所有権（＝管理権）は、公的な補助もあるので、それは分けて考えていくことも必要ではないか。

(3) 森林組合、労働者について：

パネラー：吉見

まず森林組合の今後の方針・未来像について。最重要は安定的雇用だと思う。森林組合は何よりも地域に根ざした企業・組織であるべき。きちんとした雇用をするということは、バランスの取れた経営をしなければ持続的には無理だ。森林組合が持続経営することは地域経済活性化にも繋がる。

雇用＝経費だが、経費をかける以上、それに合った収益が必要。森林組合は必要以上の利益を上げてはいけませんが、経営は利益を上げないと成り立たないので、収支バランスを整える必要がある。林業経営を基盤としてやっていく際に重要となるのは、作業路を含めた生産システムの構築だ。単純に森林組合はこうあるべき、こうしなければいけないという行政的施策ではなく、地道な現場や地域に合った経営の形を各森林組合がそれぞれ考えるようになっていくべきだと思う。どうしても行政含め皆たいへん親切（おせっかい）で、森林組合はこうしなければいけないよと懇切丁寧に教えてくれるのだが、これを行っているうちは本来の森林組合の経営は成り立たない。きちんと苦しい部分を自分の苦しみとして感じ、山の荒廃は自分の問題として受け止めないといけない。単に言われただけのことをやるという昔からの経営体質では森林組合経営は変わっていかない。

森林組合は色々批判の矢面に立っている。森林組合がしっかりしないから山が荒廃している、林業が成り立たないという意見が多いが、これらを真摯に受け止める姿勢は多くの森林組合にはない。そうはいっても、とか、行政の言うことを聞いてきて何が悪いといった開き直りが多い。そうではなく逆境の中できちんと自分の立ち位置を考え、身の丈を測り、経営を考えていくのが森林組合の今後のあるべき姿と思う。

やはり、提案にただ従うだけではなく、森林組合が自分の置かれている立場・状況をきちんと認知しないと、どんなに行政指導・補助金など厚遇があっても、お金をどぶに捨てるようなことが続くと思う。きちんとした経営理念・感覚、人を雇う責任、地域の人との信頼関係を考えずに、今後の森林組合の運営はあり得ない。

パネラー：吉田

全国そういう組合ばかりだとこういう議論はしなくてよいのだが…。そうでないのでこのような提言が出てきていて、やはり制度に問題があるのだろう。

現状、森林組合はかなり大きな雇用の場であるのは事実だし、ある時期、我々のような民間林家が手放した作業班の受け皿になってきたのも事実だ。ただ、雇用が大事とすると、それを維持するために収益の高い仕事をしなければならないという宿命を負ってしまう。組合の理事は無限責任だし、仕組みとしてより収益性の高い事業をして利潤を追求せねばならない。

そこを解決するための方法として提言 18 があるのだろう。もちろん森林組合で働いている方が職を

失う、あるいは地域での森林整備の仕事がなくなるなどと提言しているのではなく、サポートをしっかりした上で独立してもらって、組合としては情報の部分などに集中してもらい、独立した方々に施業をやってもらいと謳われているのだと考えている。

というのは情報の集約は組合でしかできないと思う、市町村では把握しきれない、県も私のような林業家もできない。公共的性格を持つ組合しかできない。情報の集約をして、さらに事業まで全部やるとなると利益の背反が起こり、そこで競争が起こらずにある面自分でいいようにやっているという批判が起こるのも実情だと思う。その部分で、きちんとしたステップを経た上で、徐々に組合を情報などに特化した方向へ改めていき、作業班の方はしっかりしたマネージャーが経営する組織でその地その地で展開する、ただし、ヨーイドンではできないのでそういう方がおられる地域からスタートするということの方が大事ではないか。

パネラー：山本

森林組合は今、組織率が下がっている。面積も加入比も 5 割近くになっている。戦前の強制加入時代であればその論理はよくわかるのだが、協同組合として加入脱退の自由が担保されている民間団体にそこまで負わすのか？森林組合は今までずっと、あるときは公共あるときは民間という使い方をされてきており、情報収集は行政がやるのか森林組合なのか、そこが解決されないと完全には領けない。

④ 参加者とのディスカッション

コーディネーター：木平

ここからはフロアの皆さんを中心にした議論をしたい。今、手元に 40 枚くらいご意見をいただいている。ぱっと見ると、いろいろな問題が指摘されている。「伐期」「助成制度」「教育、資格」「提案実行のスケジュール」など。

これはもう手を上げてもらいましょう。来ていらっしゃる皆様はプロでしょうから、質問でなくずばりと意見を言ってください。ただ、要件だけ手短にお願いします。

参加者：A 氏

こういったシンポジウムには初めて出席する。

これまでの林業の 50 年は森林資源造成の時代だった。今日のお話でも、資源が充実してきて、再生可能なほどの資源量が毎年期待できるくらいになってきているというお話だったが、私思うに、パラダイム・枠組みがこれから変わっていくと思う、その中で、外から見ても林業システムが複雑でわけがわからない。いろんな議論も個別的な話になっていく。このような複雑なダイナミズムに支配された循環のひとつのシステム、こういった問題に立ち向かうには、今までの技術の考え方の延長では無理なのではないか。

例えば、技術経営という手法、これはマネジメントとテクノロジー (MOT などという手法だと思う)、あるいはシステム工学といった知識をいれて対応する必要があると思う。このメリットは、計画研究設計分析評価あるいはそれらの総合などの技術が必ず必要になってくるだろうからだ。ぜひ、今回の結論をまとめる上でも、そういった専門家の知識技術を入れ、先のことも考えていただきたい。

参加者：B 氏

豊田市の原田さんのところでやっている「森づくり条例」を聞いて、合併して広域化して、民主党政権にもなりましたし、市民意識といった観点からも、これからは条例化で地域、地域でやっていくと。職員が足りないところもあるだろうが、それなりに市民の中の専門家を集めて、山側と商品化する側とそれぞれのところでどんどん条例化すれば森林意識も変わっていく。

もう林野庁や国の方が、見えてもいないのに見えているような顔で机上の空論で指揮するのはやめたほうがよいのではないか。今日お話の皆さんは現場で考えておられる方で、今日は非常にわかりやすかった。「30 の提言」を持ち帰り、自分たちで自分たちの森の、山の、水の使い方を各市町村が勝手にやったらよい。何で日本は 60 年間も民主化のためにがんばってきたんだという思いだ。国有林があったり山があったりなかったり色々だろうから、それぞれの町で、村で、これは憲法 8 条でも保証されているので、条例という手法で堂々とやればよい。それで金が欲しければ森林環境税を創設してもいいし、林野庁に頼んで公募で補助金を貰ったり、トヨタに少し余ったお金をくださいといってもいいし。

自分たちでやってくれ、いつまでもわけのわからない勉強会 (今回は違うが) を繰り返しても、いつまでたってもスタートに立っていない気がする。日本は民主国家として、理念や知識はもう相当レベルの高い国民になっているので、市町村でおじいちゃんおばあちゃんたちが 2、3 万でも小遣いが欲しい

と思っているのなら、それなりの木材の出し方、いろんなやり方があるだろうから、大事なことは市民に持ち帰って、市民意識の中でやれということではないか。

参加者：C 氏

提言 1-4 に関して。課題解決を地域がやるためには、技術的アプローチより社会的アプローチで地域に支援するというかエンパワーメントをもっと重要視せねばと感じている。すぐに地域社会を変えるのは難しいので、急がば回れというような形で、じっくり取り組まねばならない。

今、発展途上国の開発支援プログラムのように、あるものを直線的に進めるのではなく、風が吹けば桶屋も儲かるというような、システムティックな問題解決をやっていかなければいけない。たぶん、森林林業の関係の人だけではなく社会的アプローチをする人と一緒に組んでいかないと問題解決が進まない気がする。

コーディネーター：木平

3 つのご意見が出された。別の科学・別の分野の手法を入れて新しい対応をすべきだ、市町村が条例化で基本的に計画を作ればよいではないか、即物的な計画だけでなく社会的アプローチが必要ではないかという指摘。これについてパネリストの皆さん、ご意見を。

パネラー：山本

市町村で独自に、地域の皆さんが自らの責任を持つのはよいが、森林が集中する上流域と直接森林を持たないが森林の公益的機能に依存している下流域を考えると、独自でとすると一歩間違えると森林の管理責任を農山村に責任を押し付けるだけのことになってしまう。社会全体でどうフォローするのか、地域の独自性を重んじると同時に国家全体でどうするのかと考えるシステムが必要だ。また、林業は単なる産業政策でなく農山村という地域社会の問題が大きいと思うので、社会的政策を含めて考えるというご意見には大きく賛同する。

パネラー：長沼

原田さんのようなところがあればよいが、ほとんどの市町村はできてない。こういう状況を聞くと市町村に任せればよいではないかと感じるが、できてないからどうにかしようというのが今回の提言だろう。

そのためには、森林は個人の所有でありそれが市町村ひいては国土をなして、みなさんに影響を及ぼしているのでみんなでやっというところになっているのだと思う。林野庁の施策もこういう提言で変えていくことが必要だ。

皆さん知らないかたも結構いると思うが、林業は、7~8 割近い補助金のうち、国が 2/3 くらい、県が 1/3 くらい出して、さらに市町村の助成で 100%出してやっているところもあり、ほとんど補助金でまかなわれている。同じことをやるならば、国も県も市町村も同じ方向を向いてやりましょう、その時に地域性をどれだけアレンジするかといったことを加味できる計画制度にすることが必要では。こう

いった提言をどんどん作って林野庁の方にも見ていただいて変えていくことが重要ではないか。

パネラー：原田

実は間伐、間伐と、確か 30 年も前から言っていると思うが状況は一向に変わっていない。どこかパラダイムチェンジが必要だというモチベーションで豊田市は動いている。今までの延長線上ではだめじゃないかとは思う。ひとつのパラダイムチェンジの例として、森林を持っている人は森林所有者イコール森林経営者、森林経営者だから有効な経済政策や補助金を出せば飛びついてくるはずだという前提でいろいろな仕組みが組まれてきたと思うが、実際、所有者は持っているだけという方が圧倒的に多いわけで、そこにどうアプローチしていくかを考えねばならない。さきほど山村振興の話もあったが、単に林業の世界だけで考えるのではなく農山村振興というアプローチも必要だと思う。

参加者：D 氏

P59「林業経営の経済的分析の強化」、勉強になった。色々難しく日本でやれてこなかったと書いてあり、そうなんだと思ってびっくりした。昨日、確定申告や決算など、うちの経営のことをやってきた。当家管理面積は 1000ha を超えていて、伐採搬出費は 5000～6000 円に抑えている。新生産システムで工場直送で費用を抑え、やれること全てやってきたが、去年はものの見事に収入 0 だ。伐採搬出は年間 1500～6000 m³あるが。わたしは森林の経営者なので難しいことはわからないが、経営が成り立つようになって欲しいとただ願っている。森林経営の採算がまるで合っていない。所有者の責任や森林組合の経営など、持続可能な森林の維持管理など、すなわち、産業として木を育てて森を守るという産業の部分がまるで採算に乗っていないことは明確ではないか。その状態で所有者責任を問うなどということは果たして可能なのだろうか？

たとえば吉見さんの言う 3、400 万円は、森林組合はそんなに出るんだ、いいなあと思った。我々のようなものが集まって森林組合ができているのだが、そもそもベースの組合員たる森林所有者がいなかったりするが、採算にまるで乗らないので、いなくて当然だ。そういう全く経営的に無理な（合わない）状況で、それをまとめるとか組合経営をやるとか、森林を持続的に維持管理するなどということが可能なのか？

パネラー：吉見

非常に難しい部分。実際に、材木を出して販売した収益だけでは森林組合も成り立たない。補助金含めて初めて潤沢な活動資金ができるというのが実際のところだ。森林整備、林業は一概に生産性という面だけで見られては経営がどうしても成り立たない。そこに環境や地域性や公益的機能を含めて、補助金・支援がないと実際に成り立たない。労働力に対する費用が 30 年前と比べて何 10 倍にもなっている、さらに木材価値も落ちている状況の中で、システムだけで成り立たせろというのは不可能だと思う。

ただ、今一度自分たちの足元を見るという状態はなければならないと思う。単純に補助をください、経営が成り立たないのでなんとかしろというのではなく、最低限自分たちのやれることをやりきった上で、やりきれないところを補助金で補填するのは仕方ないと感じる。

 参加者：E 氏

やはり 30 も提言があると、優先順位が必要だろう。個人的にはマーケットを作るのが一番優先順位が高いと思う。国産材のマーケットを作っていくには、ABC 材の階級ごとにいろいろマーケットに対して利用方法を提案していく。それは C、B、A という順番だとは思いますが。そうやって国産材に対する需要を増やせば自動的に、資源はたくさんあるので、地方に対してお金も回り、色々な人達が市場を作っていくだろう。いろんな企業が参加できるようなハコ、社団法人であるとかそういった一気通貫で議論できるような場を作ることが重要ではないかと思う。

 総括：加藤

今のマーケットの話はよくわかる。ただ、需要が引っ張る形だけで供給の方がついていけないか。供給のシステムができておらず、それをつくるのを同時平行にやっていかないとついていけない。その際、もうひとつは D 氏から提起された「林業経営っていったいどうなっている」というのがよくわからない。今の収支環境だけで言うと販売額、生産費、収入は出てくるが、それが総体の林業経営としてどうなっていたんだということを議論しようとする、それがほとんどできていない。今回、林業経営全体を計算できないかなと思ひ、2、3 の人に当たったが、うまく読みきれない。それで提案に含めた。林業経営の経済的分析をしっかりとやらないと林業経営の議論ができない、持続経営の何たるかがわからない。そこをやっていかなければならない。どの程度の議論で、どこにどこまで助成すべきで、どうすれば一番いい経営体を作っていただけるかということが今は見えてきていない。極言すれば、単になんとか「今のままじゃ林業はできない、助成が要る」と言っているだけになってしまう。持続経営の構築ということが主題だが、今回の「30 の提言」ではそのことが書ききれず、林業経済分析をしっかりとやってくださいという言い方になってしまっている。先ほどの話とあわせると、マーケットができてくれば供給ができてきて、林業経営が成り立つという単純構造ではないのでは。マーケットも価格はそれほど大きく伸びないと考えたときに、林業経営の実態がよくわかっていないといえるのではないかな。

 参加者：F 氏

提言を何人かに見てもらったところ、林業に関わっていない方には難しいようで、長すぎるという声もあった。できるだけ広くの方に議論してもらえよう、噛み砕いて提供して欲しい。「たとえば所有者の立場としては結局どうなるのか、今までよりもよくなるのか、大規模では？小規模では？損得は？新たな義務がかかるのか？賃金は上がるのか下がるのか？日本の森林の整備水準は？木材自給率は？」などの個々の立場から見られる形に横串をさして示していただけると、自分の立場からこの提言がいいのか悪いのかという判断をしやすくなるのでは。

 コーディネーター：木平

これから林業を変えていこうというときに、その観点は確かに重要だ。今回は専門家に対するディスカッションだったが、確かにこれだけではすまないだろう。森林林業は公益的機能もあり、より一般の理解が重要な要素になってくるので、有効なアドバイスだと感じている。

 参加者：G 氏

技術者教育は、提言では、大学は「現場技術者養成体制になっていないので、専門機関を新たに設置すべき」とあるが、現実的には財政的に到底難しいと思う。既存の機関でさえも財政的に難しいと聞いているので。せっかく大学という公費が相当つぎ込まれている機関があるので、選択肢として、「多様な教育をする」と提言にも書いてある大学は、行政マンを育てるのもよいが、現場技術者を育ててもよいのではないか。学生が選ぶことであるし、現場技術者を目指した学生が行政マンになるのも面白い話だ。話の中で「現場作業は非常に多くのことを考えねばならない」ということがあちこちに書かれているわけだから、大学の優秀な人材をそこに投入できる機会を大学として与えるべきではないか。例えば、医学部を卒業した人は、例外もいるがメスを持つ人が出てくる。大卒がチェーンソーや現場機械などを扱ってもいいではないか。

 パネラー：山本

提言の中にあるとおり、大学の林学教育が森林科学と名を変える中で具体的な森林の取り扱いから離れがちだったというのは全体としてはその通りだと思う。ただ、大学ごとに生き残りを考える中で、例えば岩手大学では JABEE（技術者養成）を目指すことになり、しかも単にスギを植えて育てるという従来型林学から脱却して、幅広い視野を持ちながら森林管理を考えられる技術者をどう養成するかという視点の教育を目指す大学もある。大学教育を十把一絡げに言えない面もある。研究教育センターの大きい大学と技術者養成の大学と分かれていくのだろう。ただ、ドイツなどで、伐採等の具体的技能を持ちつつ森林経営についても語れる人材を養成できる場所が欠けているのは確かだろう。難しいところだが、最近では、例えば信州大学などで多いが、現場に飛び込む学生もたくさん出てきている。ある程度の専門知識を持ちながら OJT で現場のことを学んでいくという形で現場を支える方もたくさん出てきているので、そういう方向に特化した大学等も出てくるように促すほうがよいかなと思う。ただし、今それを身に着けてもその道で学生が飯が食えるのはごく稀であることが、送り出す教員の苦悩だ。

 参加者：C 氏

提言に強弱がなくていいのかという点を最初に感じた。強弱というのは関係者がこれをもとにいろいろ考えて取捨選択していかねばならないと思う。たとえば国、地方は一生懸命考える必要はあるし、今までの国の政策や計画はマクロもミクロもごちゃごちゃで両方やってきた、地方は地方でマクロを意識せずに国が言うミクロの部分だけを下請け的にやってきたのが実態だと思う。地域の民度、行政を含めたソーシャルキャピタルを上げていく作業を関係者が一緒にやっていかねばならない。そこで強弱をどうつけるかというよりも、自分たちがどうやっていくかということを生かして進めていきたいと思う。

 参加者：H 氏

森林は素人なのだが、ベースになる林業が全然だめだということで興味を持って勉強中であるが、「30の提言」は普通の提言としては確かに多すぎるが、それぞれ必要で、問題点としてはまだ足りないくらいなのだろう。個々のテーマに絞って、というのでは木を見て森を見ずということにも。そういう意味

ではかなり広範囲に取り上げられたのはよいと思う。

今、林野庁の方も OB の方もいらっしゃるが、国の森林行政はまたスピードアップして補助金も上げ施策も動いているが、いろいろ森林再生プランも打ち出されているの中で、今日の提言はそこにいつどれくらい反映されるのか。またいい加減な内容で変な補助金や変な施策が打ち出されたら、地方で勝手にやったほうがいいということになってしまう。国としていろんなお金や施策を打ち出さないと、これだけの日本の国土をきちんとやっていくことは個々の地域のテーマでないと思う。この提言を早く、どう反映するか、中身をどのくらい精査されて実施されるのか。拙速ではまずいが、急がなければならない。そのあたりを、ここにいる関係者の方々に伺いたい。

コーディネーター：木平

研究会の性格としては、私たちは行政や森林組合など特定の所からの依頼でやっているわけではない。しかし、暇だからやっているわけではなく、成果で持続可能な森林経営を実現させたいと思ってやっている。3つのところに影響を与えたい。政策。経営をする企業や林家や森林組合や行政の経営実態（現場のマネジメント）。森林所有者意識。そのいずれにもなるべく影響を与えられるよう努力したい。

ただ、政策にどう結びつくかは、努力はするが、私たちはそれを見ていく必要がある。今、ご承知のように、政府内で林業の見直しがかなり速いペースで進んでいる。その検討会に、研究会のメンバーも多く参加している。そういう人を通じて反映されるかと思うし、提言をできるだけ公に訴えていくことも必要だろう。早くしないと乗り遅れてしまうというご意見もあったので、今の行政が何をどのあたりまでしようとしているかを、中にいらっしゃる方から、差し支えない範囲で伝えてもらいたいと思う。

国家戦略室：梶山氏

2009年10月末まで研究会メンバーだった。今は国家戦略室に勤務している。

木平会長が言われたように、研究会メンバー14、5人のうち9人が林野庁の森林林業再生プラン検討委員会に入っている。これからもわかるように、提言内容そのものは新しい政策にかなり反映される見込みだ。

新政権の森林林業に対する基本的考え方を話させていただく。昨年末に森林林業再生プラン骨子が発表され、それを受けて現在5検討会を設けており、具体的肉付けを進めている。5つとは、基本政策（制度＝計画制度、予算＝補助金制度を抜本的に見直す）、路網・作業システム、人材養成、森林組合改革と事業体育成、木材流通利用。反省だが、ひとつ一番大事な検討項目が抜けていた。「森づくり」が抜けていたので後で何とかしなければと思っている。

検討は「ゼロベース」で見直す。これは赤松大臣が再生プラン推進本部で冒頭に明言している。郡司副大臣、舟山政務官（再生プラン担当の政務三役）も繰り返し強調している。これは必然と言うか、今の問題は小手先だけの修正ではどうにもならない。林業をきちんとやろうとするなら全部変えねばならない。そういう状況なので、まっさらなところから書いている。これの目指すところは2020年に向けて自給率50%（これは分母しだいが変わるが4000－5000万 m^3 、私は5000万 m^3 は最低限必要だと思っている。というのは森林簿の1億2000万 m^3 は森林簿上の数字なので当てにならず、現場を見るともっと多く、スギなどは特に成長が早いから。あと、実際に今4000万 m^3 近くの木が伐られていて、それでもこれだけ未整備な森林が広がっているということは、もっともっと伐らないと結局、適切な管理が

できない。あとはそれをいかに出すかということ)。我々は 2020 年に向けて、路網も人材養成もして、システムとしてきちんとやれるようにしましょうとやっている。幸い、論点整理がだいぶ進んでいる。今回の提言も林経協の中間報告を見ても、相違はあまりない。細部は、例えば皆伐の制限はどうするかといった点はあるが。過去 4、5 年間の議論の結果、だいぶ共通認識は出来てきたと思う。あとは集中的に専門家ですっかり議論する段階かと理解している。

議論結果の情報が伝わっていないとのことだが、まだ検討が始まった時点で悩ましいのだが、ただ、検討会は全て公開で誰でも参加でき、結果はインターネットでも公開はしている。ただ、まだ基本政策そのものの骨格が定まっていない、というのは、「どこまで踏み込むか」が決断されていない。3 月 16 日に基本政策検討委員会が開催されるので、それが終わるとどこまで踏み込むかがだいぶわかってくると思う。

今回出た中で重要な点を 3 つほど触れたい。

「森林組合、担い手」行政、森林組合、民間事業者、森林所有者経営者、これらの役割分担が今まであいまいだった。要するに、行政は、私はかつて驚いたのだが、ある県の行政の方が「われわれの最大の仕事は予算＝補助金をどう分配するかである」と言っているのを聞いた。これはヨーロッパでは考えられない。行政の仕事はルール、制度だ。特に林業はルールを整備し監視する、システムをきちんと作る、あとは計画制度をしっかりと、流域の全体設計をすることだ。あと、直接森林所有者に働きかけ、目標林型を示して所有者に代わる経営をするというのが、イメージ的には森林組合がその立場かな、と。そして実際の現場作業は民間事業者だ。この分担が一番素直な姿だと思う。この縦のラインがお互いに連携しないと機能しないのだが、今までは例えば森林組合と民間事業者が競合してきた。これはあり得ないことで、大工と設計士が競争しているようなものだ。また、なんといっても集約化しないと山は維持管理できないし、例えばいくら D さんが林業経営に努力されても無理だ。

林業は、個人の努力で何とかなる範囲を超えている。というのは、数万、数 10 万 m³の材を出さないと成立しない。いくら個人で 1000ha 持っていて材を出してもたかが知れている。流域全体で数万、数 10 万 m³の材を出さないと林業は成立しない。これからそういうシステムを作っていこう、ということだ。

民主党政権は菅副総理をはじめ林業に熱心で、おとといも国会の予算委員会で鳩山総理が再生プランに触れている。政権として全面的にやっていくという確固たる決意でやることは明確だ。ただし、予算は大変厳しい。また、これは胸に手を当てて考えていただきたいのだが、今まであり得ない金額の予算がつぎ込まれてきた。そのお金がどう使われていたのかを反省し、これからは将来への投資となる予算にしていかないと、お金がつくことはあり得ない。いくら、例えば林業、林業と言っている、いい加減なことをやっているは菅さんが首を縦に振ってくれることは絶対にない。

本当に今どこまで我々が抜本的に変えていけるかが問われる。

細部は別にして、基本的なところは今回の提言内容はやるべきで、皆様方の支援、協力が必要だ。



コーディネーター：木平

予定の時間がほぼ過ぎた。一言ずつ。

パネラー：長沼

私は市町村に来て強く感じたのは、現場は本当に少ない数でやっている。国と県と市町村と森林組合、事業者の方々が同じ方向でやらないと進まない。「横串を」という話があったが、林野庁がやってくてもよいので、とにかく、ひとつの方向に全てが向かうようなシンプルな考え方でやっていきたい。

パネラー：原田

私も全く同感だ。今まで独自にやってきているが、混乱と言うか、いろいろ模索している。こういう提言が新しい形で実ることを切に願っている。うちの取り組みは様々な模索のひとつだったと思っている。新しい姿が出てくることを期待している。

パネラー：吉田

私達は林業家だが、苦しいから金くれとずっと言ってきた、さらに苦しくなっている。昨年ノルウェーに行き、そこでは森林所有者の組織が中心となって子供たちを林業教育していた。なぜそんなことをやるのかと問うと、未来の消費者を育て、未来の政策立案者になるかもしれない子供達にきちんと知ってもらいたいからだ、そういう子供達が大人になって林業産業が回るような政策を 30 年前からやっているらしい。我々は 30 年前から金くれだけ言っていたかと思うと、そこは反省している。これからどうやって政策作るかにおいて、そういう心の面でも学ばねばならないことはたくさんあると思っている。

パネラー：吉見

私個人の意見だが、森林に関わってきて大変幸せに感じている。これからもこの気持ちを受け、次の世代にも林業やっている人がカッコいい、木こりはすごいと思わせる産業になればよいと思う。

パネラー：山本

今日の提言は、林業の近代化や合理化という点では異論はない。ただ、ヨーロッパなどで林業が合理的に成立する中で、条件不利地域政策がセットになり、農山村地域社会が別途維持されている。その上に林業が維持されているという視点がないと、このままで突っ走ると「林業栄えて山村滅ぶ」という状況になり、本末転倒だと感じている。日本人がこの島に森とともに暮らしてきた歴史を踏まえて今の森があると考えたとき、農山村地域社会の維持と林業の組み合わせ方をもう少し間違わないようにしたい。

総括：加藤

2 年前に何人かと語らって研究会を始めたとき、現在のような状況になるとは想定していなかった。ただ、日程的には、森林林業基本計画が見直される前に新しい方向を出さねばならないという議論してきた。この報告書を書こうという段階になって、現在の動きが始まりそれを念頭に 12 月には出した

いと進めてきた。森林林業再生プランの中にも参考にされていくと期待している。この間、研究会委員、セミナーの講師、多くの方々にご協力いただいた。御礼申し上げます。

もうひとつは、森林林業再生プランは動いていくが、それがまた結果としてトップダウンで「林野庁がこれをやった」ということにならないようにする必要がある。再生プランが動くと同時に、各地域でいろんな議論が動いていき、再生プランを自分達のものとして消化していくという体制が作られていかねばならない。そういう議論の素材として提言を使っていただければ、我々がこれを出した意味はあったのかなと思う。優先順位の話もあったが、逆に議論していただくためには、これは行動計画ではなく、議論の素材としていろいろ出したと受け止めていただければありがたい。

今日も多数の方に参加いただき、ありがとうございました。こういうことを契機により、活発な議論がされればと思っている。

 コーディネーター：木平

パネラー、みなさんに御礼申し上げます。

「持続可能な森林経営研究会」の事業は、社団法人国土緑化推進機構からの助成を受けて実施しております。



社団法人
国土緑化推進機構

National Land Afforestation Promotion Organization